


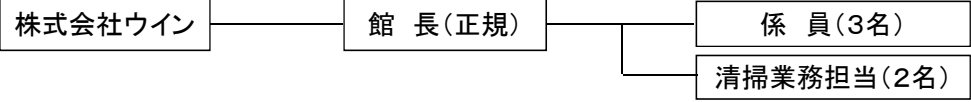
令和4年度指定管理者運営状況検証シート

1 施設名等

令和5年3月31日現在

施設名 (設置年月日)	愛媛県生活文化センター (昭和51年2月1日)	所在地 電話番号	愛媛県松山市北持田町139番地2 089-933-1369 http://www.e-bunka.org/		
県所管課	観光スポーツ文化局文化振興課	指定管理者の名称	株式会社ウイン		
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)	利用料金制	○	あり	なし

2 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	県民の生活文化の向上を目的とする各種行事又は集会の用に供する	施設の外観 
施設内容	大広間(152畳)、第1研修室(100人)、第2研修室(80人)、第3研修室(20人)、調理研修室(30人)、和室(8室)、茶室「和松庵」(8畳・4畳半)、中会議室(16人)、小会議室(12人)、駐車場50台	
指定管理者が行う業務	①センターの事業の実施に関する業務 ②センターの利用の許可に関する業務 ③センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④センターの利用の促進に関する業務 ⑤センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務	
施設の管理体制		

3 検証のための指標の推移

(1) 利用者数

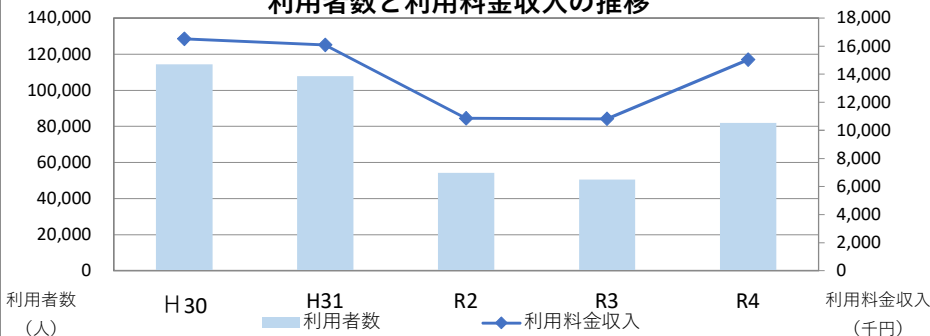
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用者数	114,315 人	107,915 人	54,206 人	50,487 人	81,861 人

(2) 収支状況

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入 (A)	32,085 千円	34,200 千円	34,873 千円	35,381 千円	38,671 千円
委託料	13,055 千円	13,653 千円	13,477 千円	13,477 千円	13,477 千円
委託料(補正額)※	0 千円	553 千円	6,862 千円	6,746 千円	5,501 千円
利用料金収入	16,511 千円	16,079 千円	10,864 千円	10,820 千円	15,037 千円
その他収入	2,519 千円	3,915 千円	3,670 千円	4,338 千円	4,656 千円
支出 (B)	32,085 千円	34,200 千円	34,873 千円	35,381 千円	38,671 千円
事業費	1,960 千円	2,269 千円	1,588 千円	1,852 千円	1,819 千円
維持管理費	3,955 千円	5,196 千円	5,476 千円	4,234 千円	5,409 千円
人件費	16,656 千円	16,809 千円	18,529 千円	18,962 千円	18,789 千円
その他支出	9,514 千円	9,926 千円	9,280 千円	10,333 千円	12,654 千円
収(A) - 支(B)	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円

(※) 新型コロナウイルスの影響等により、補正予算で増額した委託料を記載

利用者数と利用料金収入の推移



(※2) 収支状況に大きく影響を及ぼした要因があった場合、その内容

新型コロナによる影響も徐々に落ち着きはじめ、定期利用を再開する団体が増えてきたことや定例の茶会が再開されたことなどが大きく影響している。

4 管理運営の評価

(1) 提供サービスや利便性の向上のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
		評	価
<p>○新型コロナウイルス感染拡大防止策として、玄関及び各階エレベーター入口に消毒用アルコールを配置、また各部屋使用後に従業員による消毒作業を実施している。</p> <p>○以前より多数ご意見いただいている駐車場の混雑について、週末のみでなく平日も混み合うことが増えてきている。そのため利用人数が多い団体さんには事前に乗り合わせ・公共交通機関の利用を依頼したうえで駐車場案内係を配置しスムーズに出入りできるよう配慮している。</p> <p>○所定の開所時間外の利用(9:00以前)につき、準備等で利用者からの要望があった場合は対応している。(他の類似施設については、所定時間外の利用を許可しないところがほとんどである)</p> <p>○従来月曜日が祝祭日であった場合の翌火曜日を休館日としていたが、平成19年度よりこれを廃し、休館日は平日の月曜日のみとしている。</p> <p>○利用頻度の低かった施設(旧・談話室)、遊休施設(旧・応接室)を新たな貸館(小会議室・中会議室)として活用し、小規模な会合に利用できる施設として提供。</p>		<p>開所時間外の利用許可対応に加え、要望により休館日にも利用を許可するなど、柔軟な対応を行っており、評価できる。</p> <p>また、駐車場については、近隣に民家が多く、駐車場前の道幅も狭いことから、混雑時の対応には配慮を要するが、案内係の設置や利用者への周知対応により、適切に対処している。</p>	
		S	

(2) 施設の適正な維持管理のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
		評	価
<p>建物の経年劣化により、下記内容にて修繕を行った。</p> <p>○防犯、また安全維持のため駐車場防犯灯交換</p> <p>○次年度の空調運転に支障が出る可能性があるため冷却塔ストレーナ取替</p> <p>○地下揚水ポンプ不良による水漏れのため揚水ポンプ修繕交換</p> <p>○消防設備点検に伴う不良箇所改修</p>		<p>開所後47年を経過しており、老朽化による不具合が各所に生じている状況であるが、限られた予算の中で、緊急度の高いものから適切に修繕を行っており、評価できる。</p>	
		A	

(3) 利用者からの評価と、意見を反映させるための取組み

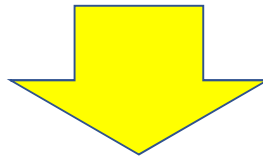
指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
		評	価
<p>○職員の対応については好評を得ている。定期利用団体にも快くご利用いただけるよう和室部屋の配置等に気を付けている。</p> <p>○空調設備について、個別での温度管理ができないため不満の声があるが、調整する際は別部屋の利用団体にも声掛けをし配慮するよう心掛けている。</p> <p>○和室において、隣接する部屋で音の大きい団体が利用している場合、事前に周りの利用団体に説明し了承を得ているが、利用中に苦情が出たりした場合、早急に部屋移動が可能であれば音の出る団体に動いてもらうなどし、次回からは個室利用を薦めたりしている。</p>		<p>古い施設であるため、全室一括空調で各部屋での温度調節ができないことや、和室が襖で仕切られたのみの続き間となっており音が漏れやすいことなど、利用にあたって配慮を要する点があるが、利用者の要望に応じて適切に対処しており、評価できる。</p>	
		A	

(4) 施設関連情報の発信のための取組み

指定管理者の自己検証		県施設所管課の検証	
		評	価
<p>HP更新やチラシ配布等により、多くの方に周知していただけるよう取り組んだ。センター主催の講座においても少しずつではあるが参加者が増加傾向にある。</p> <p>新型コロナの影響により、イベント報告等の掲載があまり行えていなかった点は今後の課題として取り組みが必要である。茶会や文化イベントの報告等も積極的に掲載・発信していけるよう努めていきたい。</p>		<p>ホームページから施設の情報や文化事業の実施状況を適時周知しており、中でも、直近3箇月の施設の予約状況が簡単に確認でき、同画面からインターネット予約もできる点は、利用者の利便性に配慮されており評価できる。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響からも徐々に回復しつつあるため、今後は文化事業の周知にも力を入れて欲しい。</p>	
		A	

【評価基準】

- S・・・仕様書等で示した基準以上の顕著な成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が特に認められるもの
- A・・・仕様書等で示した基準以上の成果が挙げられており、指定管理者制度導入の効果が認められるもの
- B・・・仕様書等で示した基準と同程度の成果が挙げられているもの
- C・・・仕様書等で示した基準をおおむね満たしているが、一部工夫や改善を期待するもの



(5) 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

県施設所管課の総括
<p>指定管理者としてこれまで利用率の増大・維持に貢献してきたが、今期は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が落ち込み、厳しい運営状況となった。その中で、修繕費等の維持管理経費を必要最小限となるよう節減に努め、早期の利用者回復に尽力したことは、評価できる。</p> <p>老朽化が著しい施設で修繕が必要な箇所が多々ある点や、全館一括空調により電気代の節減が困難である点など、施設自体が内包する問題が課題であり、今後、施設として適切な運営を維持していくためには、指定管理者制度により引き続き利用率増加を図っていくほか、大規模な改修を計画的に実施していく必要がある。</p>